

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 6 月23日

【会社名】 日本ケミファ株式会社

【英訳名】 NIPPON CHEMIPHAR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 口 一 城

【本店の所在の場所】 東京都千代田区岩本町二丁目 2 番 3 号

【電話番号】 東京(03)3863 - 1211大代表

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 安 本 昌 秀

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町二丁目 2 番 3 号

【電話番号】 東京(03)3863 - 1211大代表

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 安 本 昌 秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年6月23日開催の取締役会において当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 銘柄

日本ケミファ株式会社 第4回新株予約権

### (2) 発行数

合計200個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という）は、100株とします。ただし、下記(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。）

### (3) 発行価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

### (4) 発行価額の総額

未定（割当日である平成29年8月1日に確定します）

### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 20,000株

当社普通株式は、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

ただし、平成29年6月23日開催の取締役会における決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は対象株式数の調整をすることができるものとします。

### (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される、新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下「行使価額」という）に(2)に定める新株予約権1個につき交付される当社普通株式の数（対象株式数）を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げることとします。

ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合、又は当社が時価を下回る価額で自己株式を処分（新株予約権の行使により自己株式を処分する場合を除く）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替えるものとします。

### (7) 新株予約権の行使期間

平成32年(2020年)8月2日から平成35年(2023年)8月1日までとします（以下「権利行使期間」という）。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が権利行使期間の最終日となるものとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）が当社又は当社子会社の役員若しくは従業員の地位をいずれも失った場合（任期満了又は定年による場合は除く）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- ( ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に相続手続を完了したときに限り、新株予約権の相続を認めます。
- ( ) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうちの資本組入額

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとします。

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

新株予約権の総数：200個

割当対象者	割当人数	割当個数
当社の取締役（社外取締役を除く）	6名	52個
当社の執行役員	3名	12個
当社の従業員	34名	68個
当社子会社の取締役（社外取締役を除く）	10名	60個
当社子会社の従業員	4名	8個

(注) 申込みがあった人数又は新株予約権の数が前述の数に達しない場合は、その申込みのあった人数及び数をもって、割当てる人数及び新株予約権の数とします。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の当該会社と提出会社との間の関係

日本薬品工業株式会社 完全子会社

株式会社化合物安全性研究所 完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとします。

(14) 新株予約権の取得条項

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合、又は当社が子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議で承認された場合）であって、当社取締役会が取得の日を定めて新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は当該日に新株予約権を無償で取得することとします。
- ( ) 新株予約権は、新株予約権者が、(8)に定める行使条件を満たさない状態である場合等、新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて当該新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は当該日に当該新株予約権を無償で取得することとします。

(15) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されるものとします。

この場合に交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとします。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

( ) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整します。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てることとします。

( )新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとします。

( )新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることとします。

( )譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の承認を要することとします。

(16) 新株予約権の行使により生じる端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

(17) 新株予約権の割当日

平成29年8月1日

以上